

狼煙漁港（狼煙地区）-3.0m岸壁と船揚場の一部供用開始について

【狼煙漁港（狼煙地区）直轄代行災害復旧工事】



出典：地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

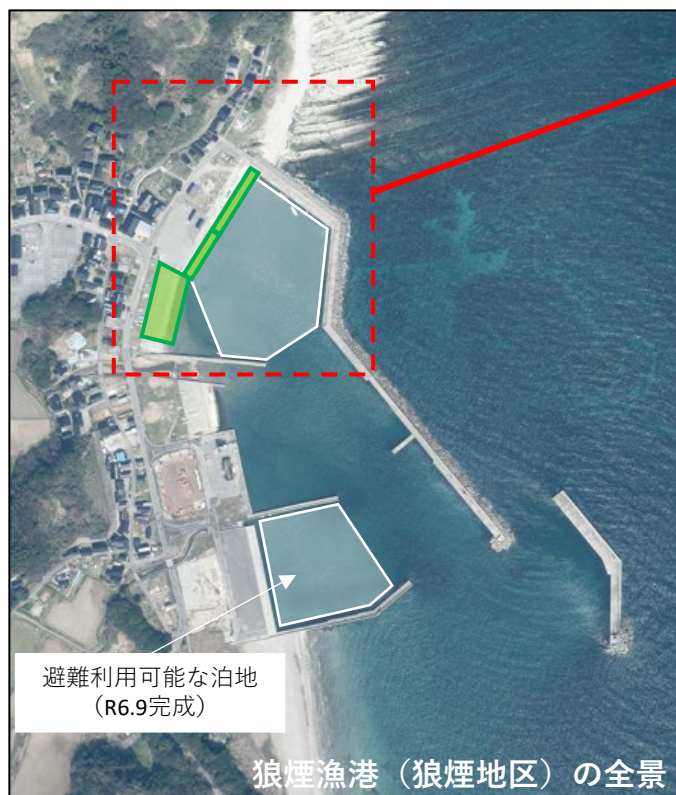
利用可能箇所詳細図



今回供用開始した-3.0m岸壁



今回供用開始した船揚場



避難利用可能な泊地
(R6.9完成)

狼煙漁港（狼煙地区）の全景

出典：国土地理院撮影の空中写真（2024年4月撮影）

【-3.0m岸壁及び船揚場の利用時の留意事項】

- 防波堤、岸壁の付近の赤着色範囲は水深が浅くなっています（水深約1.5m）。航行の際は、各施設から図面に記載の間隔（※）を取っていただきますようお願いいたします。
- 船揚場の一部（※）は近接施設が工事予定であるため利用できません。
- 原則として漁業用途に限りご利用ください。
- 引き続き復旧工事を実施しているため、当該泊地に作業船が停泊している場合があるなど、周辺の工事状況により係留が出来ない場合があります。ご注意ください。